

平成 15 年 11 月 25 日

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を輸入者に対して実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯等
中国産野菜調整品 (メンマ及びその加工品に限る。) (別途指示する特定の製造業者により製造されたものに限る。)	サイクラミン酸(*)	今般、輸入者による自主検査の結果、我が国で使用が認められていない添加物であるサイクラミン酸の検出が確認されたため、検査命令を実施するものである。

(*) 甘味料

<参考1>

違反事例

品名：味付けメンマ
製造業者：SONG DE FENG (QING YUAN) FOOD-STUFF CO.,LTD.
輸入者：丸松物産株式会社
届出数量及び重量：500カートン、 8,850 kg
検査結果：サイクラミン酸 6 μ g/g (基準：含有してはならない。)
届出先：大阪検疫所
違反確定日：平成15年11月18日
貨物の状況：全量、保税倉庫に保管中 (廃棄又は積み戻し等の指示済み。)

<参考2>

中国産野菜調整品 (メンマを含む食品) の輸入実績

(平成15年1月1日～11月20日：速報値)

届出件数	届出重量 (t)	違反件数	届出重量 (t)
151	1,233	1	9